

富 士 宮 市 立 病 院

令 和 4 年 度 水 質 検 査 計 画 書

「水道法施行規則 15 条第 6 項」

富士宮市立病院専用水道水質検査計画書

1. 基本方針

富士宮市立病院は、お客様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくためまた、給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の監視を実施いたします。

水質検査計画とは、水道法施工規則第15条第4号に定めるところにより、水道事業者（富士宮市立病院）が実施する水質検査の場所、検査項目、検査回数及びその理由等を定めたものになります。

2. 水道事業の概要

地下水（深井戸）を水源とし、浄水処理を及び塩素消毒を行ったのち、給水します。

富士宮市立病院の設置概要は以下のとおりです。

(1) 水道事業体名	富士宮市立病院専用水道
(2) 計画給水人口	3, 500人
(3) 1日平均浄水量	250m ³
(4) 主な水源名称	自己水源（深井戸）
(5) 水源種別	地下水（深井戸）：1本
(6) 浄水処理方法	塩素消毒【pH調整(炭酸ガス)】

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

[原水]

水源は深井戸で、水質は良好な状態です。

また、pHについては基準値の範囲内ではありますが、安全性を高める為、炭酸ガスを使用して処理を行っています。

[浄水]

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。

4. 採水地点・採水場所

(ア) 採水地点

浄水水質検査は中央監視室内の給水栓とし、原水は井戸ポンプにある給水栓を設定しました。

(イ) 採水場所

※別図 1. 給水系統図参照

5. 水質検査項目及び検査頻度

検査項目

毎日検査：色、濁り、消毒の残留効果、pH の数値の水質検査を行います。

水質基準項目：法令に基づく別紙 1 の水質基準項目（51 項目）について、水質検査を行います。

原水項目：消毒副生成物及び味を除く別紙 1 の原水項目（38 項目）について、水質検査を行います。

指標菌検査：原水の安全確認のため、クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいて自主的に検査を行います。

検査頻度

毎日検査：水道法施行規則第 15 条第 1 項のとおり、1 日 1 回行います。

水質基準項目：水道法施行規則第 15 条第 1 項に基づき、別紙 1 の検査頻度で水質検査を行います。

なお、検査頻度の設定方法については、『「水質検査計画」策定のための手引書（日本水道協会）』に基づき、過年度のデータを整理し、水源地域の汚染状況、浄水方法、水道資器材、使用薬品等を考慮に入れ設定します。

水道法施行規則第 15 条第 3 項で、過去 3 年間の検査結果が基準値の 10 分の 1 以下である項目については、3 年に 1 回まで検査回数を減じ、過去 3 年間の検査結果が基準値の 5 分の 1 以下である項目については、1 年に 1 回まで検査回数を減ら

すことが定められています。

また、令和4年度は水質の状態を確認するため、51項目（全項目）検査を年1回行います。

原水項目： 水源について、年1回水質検査を行います。

指標菌検査： 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいて、1年に4回検査を行います。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に示された検査方法により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで、冷凍保存いたします。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ 水源に異常があったとき。
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ 浄水過程に異常があったとき。
- ホ 配水管の大規模工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ヘ その他特に必要があると認められるとき。

臨時に実施する水質検査の項目については、基本として水質基準50項目とします。

このうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度以外の項目については、必要がないと認められる場合には省略することができます。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

8. 水質検査の実施方法

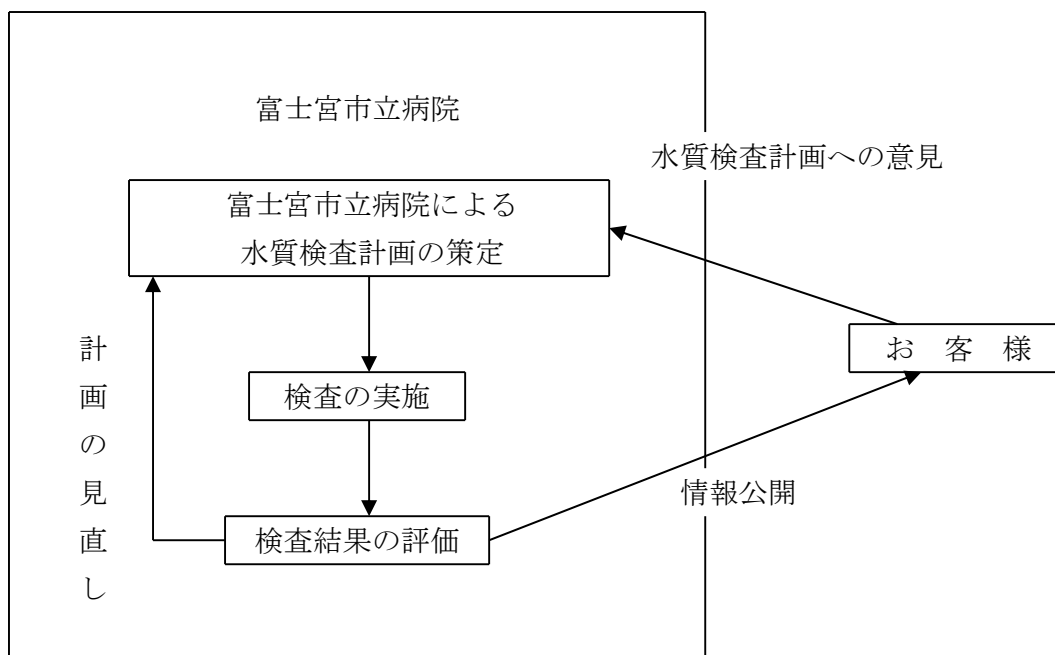
1日1回行う毎日検査については、自己検査で行います。

毎日検査・3ヶ月に1回実施する検査及び原水検査（水質基準項目、原水項目）指標菌検査については、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、厚生労働省に登録された検査機関に委託します。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和4年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

また、その計画に基づき行われた水質検査の結果もホームページに掲載して公表します。



10. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

① 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果を基準に対し評価し、適合不適合の確認を行い水道技術管理者へ報告し処置いたします。

② 水質検査計画の見直しに関する事項

ホームページによる水質検査計画の公表により得られたお客の意見は、以降の水質検査計画に反映させるものとします。

③ 水質検査の精度と信頼性確保の観点から、水道法第20条第3項の登録検査機関であり、厚生労働省の精度管理調査のランクがS又はAの業者を選定します。

当院では、Sランクの「一般財団法人 静岡県生活科学センター」に検査業務委託しております。

④ 関係機関との連携に関する事項

国・県・関連水道事業体と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と安定した供給体制の確立に努めます。万一緊急事態が発生した場合には、関係機関と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて状況や対応策などをお客様にお知らせします。また、水源周辺の行政機関、事業所等に対しては、水質汚染事故に関する通報の協力を依頼します。

ご連絡先

〒418-0076

静岡県富士宮市錦町3番1号

富士宮市立病院 水道技術管理者 坂田 尚浩

ホームページ <http://fujinomiya-hp.jp/>

E-mail naohiro_sakata@city.fujinomiya.lg.jp

備考

水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項により定められています。